

## 横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱

制 定 平成 16 年 3 月 22 日 福子施第 467 号 (市長決裁)  
最近改正 令和 7 年 11 月 14 日 ここ施第 787 号 (局長決裁)

### (趣 旨)

- 第 1 条 この要綱は、建物又は土地（以下「建物等」という。）を賃借して、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する保育所及び第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業（以下「保育所等」という。）を設置等する場合に、当該建物等の賃借に係る経費を対象に、予算額の範囲内において補助金を交付することにより、保育所待機児童の解消を図ることを目的とする。
- 2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
- 3 社会福祉法人に対する助成については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 58 条及び社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 35 年 7 月横浜市条例第 15 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

### (対象者)

- 第 2 条 補助の対象者は、建物等を賃借することにより保育所等を設置等する事業（以下「補助対象事業」という。）を行う者で法人格（保育所等を運営する目的で法人の設立を準備しており、当該補助対象事業が完了するまでに法人格を有することができる見込まれるもの）を有するもの（政治的な目的のために結成された法人を除く。）で、横浜市児童福祉審議会において横浜市民間保育所内装整備補助事業、横浜市小規模保育事業整備補助事業、既存施設連携型 1、2 歳児保育所整備事業、横浜市横浜保育室認可保育所移行支援事業のいずれかの対象として選定されたものとする。ただし、既に補助を受けている者が運営する保育所等において、事業者が変更になった場合にはこの限りではない。
- 2 暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。以下同じ。）は、補助の対象としない。

### (対象経費)

- 第 3 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、建物等に係る賃借料、共益費、管理費等保育所等となる施設を賃借することにより必要となる定期的に支払うべき経費とする。ただし、小規模保育事業の場合、土地に係る経費は対象外とする。
- 2 他の公的助成金（ただし、保育所等運営に係る委託費を除く。）及び公的融資と重複するものは、補助の対象としない。
- 3 建物等を賃借する契約において、貸主が法人の役員（法人役員の配偶者、親子、兄弟姉妹を含む。）、寄付者等特別の関係のある者である場合には、補助の対象としない。

### (補助金の額)

- 第 4 条 補助金の額は、次の各号に掲げる通りとする。

#### (1) 保育所

- ア 別表 1 及び別表 2 に掲げる補助基準額に、別表 3 に掲げる補助率を乗じて得た額から、別表 4 に掲げる保育所等運営に係る委託費等における賃借料加算額を減じた額とする。
- イ 別表 3 に規定する重点整備地域とは、別表 5 で定めた要件を満たし、各年度の整備補助募集要項において提示した地域とする。なお、各年度において重点整備地域内で開所した

施設は別表 6 に掲げる保育所とする。

- ウ 第 1 号の規定により算出した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。
- エ 第 8 条の規定により決定された補助額は、変更しないものとする。ただし、補助対象経費の変更により、補助額が減ずる場合はこれを減額し、既存保育所の増床や分園の設置等により定員増を図る場合はこれを増額することができる。

## (2) 小規模保育事業

- ア 補助基準額 80 万円から、別表 4 に掲げる保育所等運営に係る委託費等における賃借料加算額を減じた額とする。ただし、賃借料が給付費における賃借料加算額を超えない場合には補助の対象とせず、補助対象経費が補助基準額を下回る場合は、補助対象経費を補助基準額とする。
- イ 第 1 号の規定により算出した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。
- ウ 第 8 条の規定により決定された補助額は、変更しないものとする。ただし、補助対象経費の変更により、補助額が減ずる場合はこれを減額する。

### (補助金交付期間)

第 5 条 補助金の交付期間は、保育所の開所日が属する年度から起算して、5 年間とする。ただし、別表 6 に掲げる保育所及び小規模保育事業については、10 年間とする。

### (補助の必要条件)

第 6 条 補助の対象となる保育所等は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

#### (1) 保育所

- ア 定員が 20 人以上であること。
- イ 設備及び運営は、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 60 号）及び横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱に適合するものであること。
- ウ 建物等は、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記したものであること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、地上権又は賃借権の登記を行わないことができる。
  - (ア) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において 10 年以上とされている場合
  - (イ) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合
- エ 保育所として安定的、継続的な使用を確保していること。
- オ 施設運営に要する費用について、資金計画が確実であること。

#### (2) 小規模保育事業

- ア 定員が 6 人以上 19 人以下であること。
- イ 設備及び運営は、横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 47 号）及び横浜市家庭的保育事業等認可・確認等要綱に適合するものであること。
- ウ 不動産の貸与を受けて小規模保育事業を運営する場合は、事業等を経営する者が安定的、継続的に行われるために、以下の要件を満たすものでなければならない。
  - (ア) 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
  - (イ) 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
  - (ウ) 賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。

- (エ) 安定的な保育ができるよう当該賃貸借期間が賃貸借契約において 10 年以上、またはそれと同等と認められる場合。
- エ 小規模保育事業として安定的、継続的な使用を確保していること。
- オ 施設運営に要する費用について、資金計画が確実であること。

(補助の申請)

- 第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、市長に対して横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付申請書（第 1 号様式）に必要な書類を添付して提出しなければならない。
- 2 補助金規則第 5 条第 1 項に規定する記載事項については、前項に規定する横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付申請書（第 1 号様式）に記載するものとする。
- 3 補助金規則第 5 条第 2 項第 2 号に規定する書類は、財産目録及び貸借対照表とする。
- 4 補助金規則第 5 条第 3 項の規定により添付を省略させることができる書類は、同条第 2 項第 1 号及び第 3 号、第 4 号に規定する書類とする。

(補助の決定)

- 第 8 条 市長は、前条の規定に基づく交付申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定の上、横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付決定通知書（第 2 号様式）又は横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金不交付決定通知書（第 3 号様式）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第 9 条 補助金規則第 9 条第 1 項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げ期日は、申請者が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して 10 日以内の日とする。

(補助金の請求)

- 第 10 条 補助金の交付決定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、市長に対し、横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付請求書（第 4 号様式）により、補助金の交付を請求するものとする。
- 2 市長は、第 1 項の請求を受けたときは、この要綱に基づき請求の内容を審査し、速やかに支払いの手続をする。

(実績報告)

- 第 11 条 前条の規定により補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後速やかに横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付実績報告書（第 5 号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 2 補助金規則第 14 条第 4 項の規定により添付を省略させることができる書類は、決算書及び同条第 1 項第 3 号に規定する書類とする。
- 3 補助金規則第 14 条第 5 項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業等に係るすべての領収書等とする。

(補助金額の確定)

- 第 12 条 補助金規則第 15 条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金額確定通知書（第 6 号様式）により行うものとする。

(補助金の交付)

第13条 この補助金は、補助事業者の資金状況を安定させることにより補助事業の着実な実施を図るため、補助金規則第17条ただし書の規定により補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができるることとする。

2 前項の交付額は、横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付決定通知書（第2号様式）において示すところによる。

(流用の禁止)

第14条 補助金の交付を受けた者は、収入支出を記帳し、この要綱において定める賃借料の支払以外に流用してはならないものとする。

(確認及び報告)

第15条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、その補助金の執行状況について、帳簿、書類その他必要な物件等を調査し、又は、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めるができるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第7号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一支部等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

(補助金の返還等)

第17条 市長は、前条に基づく調査等により、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定を取り消し、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 不正な手段をもって補助金の交付を受けたと認められるとき。
- (2) 本市の指導に従わないと認められるとき。
- (3) この要綱に反して補助金を使用したと認められるとき。
- (4) 施設において、布教または宗教行事などの活動を行ったとき。
- (5) 施設において、政治的活動を行ったとき。
- (6) 暴力団経営支配法人等であるとき。

(警察本部への照会)

第18条 市長は、必要に応じ、申請者又は第8条の交付の決定を受けた者が、暴力団経営支配法人等に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(変更届)

第19条 次の各号のいずれかに変更があるときは、横浜市民間保育所等賃借料補助事業変更届（第8号様式）により、市長に、変更があった日から速やかに届け出なければならない。

- (1) 補助事業者の名称、所在地、代表者

(2) 保育所等の所在地（移転を伴わないもの）

(3) 貸借金額、貸借面積

（移転）

第 20 条 補助金の交付を受けた者が、保育所等の所在地を変更した場合、変更があった日以降、補助金の交付を受けることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ないと特に認める場合は、保育所等の所在地を変更した場合においても、引き続き補助金の交付を受けることができる。この場合、事前に、市長に対し、横浜市民間保育所等賃借料補助事業・移転に係わる事業協議書（第 9 号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項に定める書類を受理したときは、その内容を審査のうえ、補助継続の可否を決定し、横浜市民間保育所等賃借料補助事業・補助継続承認（非承認）通知書（第 10 号様式）により、移転の協議書を提出した者に対して、通知するものとする。

（補助額を変更する場合の取扱い）

第 21 条 第 19 条及び第 20 条の届け出により、第 4 条第 1 号エ又は第 2 号ウ及び前条の規定に基づく補助額の変更を行う場合には、その事由の発生する日から補助額を変更するものとし、横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付決定額変更通知書（第 11 号様式）により、速やかに通知するものとする。なお、月の途中に補助額の変更を行う事由が発生した場合の当該月の補助額は、次に掲げる各号により得た額とする。

- (1) 変更前の補助額をその月の日数で除した額に、月の初日から補助額を変更する事由の発生する日の前日までの日数を乗じて、1 円未満を切り捨てた額と変更後の補助額をその月の日数で除した額に、補助額を変更する事由の発生した日から月の末日までの日数を乗じて、1 円未満を切り捨てた額を合わせた額
- (2) 保育所等の所在地の変更があった場合には、当該月の補助額は 1 月の補助額をその月の日数で除した額に、その月の変更日前の日数を乗じて得た額に対して、1 円未満を切り捨てた額

（事業者の変更）

第 22 条 既に補助を受けている者が運営する保育所等において、事業者が変更になった場合には、第 6 条に規定する補助の必要条件を満たす場合に限り、引き続き同一施設の賃借料に対して、補助金交付を受けることができる。

- 2 前項により補助を受ける場合には、補助金の額は前者と同額とし、期間は前者の残期間とする。ただし、第 4 条第 1 号エ又は第 2 号エに該当する事由が生じた場合にはこれを適用する。
- 3 第 1 項により補助金交付を受けようとする者は、市長に対して、横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付申請書（第 1 号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。申請に必要な添付書類は、第 7 条に準じる。

（関係書類の整備）

第 23 条 この要綱により、補助金の交付を受けた事業に係る書類は情報公開の対象とし、補助金の交付を受けた者は、関係書類を 10 年間保存するものとする。

（その他）

第 24 条 補助金の交付を受けたものは、第 5 条に定める補助金交付期間が終了した以降の保育所

等の運営について、資金計画等の策定等、保育所等の運営に支障のないよう事前に方策を講じておかなければならない。

#### 附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 13 日から施行し、平成 17 年 5 月 13 日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成 17 年 7 月 29 日から施行し、平成 17 年 7 月 31 日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成 18 年 1 月 25 日から施行し、平成 18 年 1 月 25 日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成 18 年 2 月 21 日から施行し、平成 18 年 2 月 21 日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 1 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成 21 年 11 月 1 日から施行し、平成 21 年 11 月 1 日から適用する。ただし、第 4 条第 1 項は、平成 22 年 4 月 2 日以降に開所する保育所事業を行うものから適用し、第 5 条は、以下のとおりの経過措置を設け適用する。

#### 〔経過措置〕

開所年月日	補助金交付期間
平成 22 年 4 月 2 日～平成 23 年 4 月 1 日	7 年
平成 23 年 4 月 2 日～平成 24 年 4 月 1 日	6 年
平成 24 年 4 月 2 日～	5 年

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、横浜市民間保育所整備事業等に係る補助金交付等審査会における審査によって選定されたものは、改正後の要綱第 2 条の規定する横浜市民間児童福祉施設整備事業等補助金交付等審査会における審査によって選定されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の横浜市民間保育所賃借料補助事業補助金交付要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間使用することができる。

#### 附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行し、平成 31 年度の申請より適用する。

(経過措置)

この要綱の施行の際現に改正前の横浜市民間保育所賃借料補助事業補助金要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は決裁日から施行し、改正後の規定は令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は決裁日から施行し、改正後の規定は令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は決裁日から施行し、改正後の規定は令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は決裁日から施行し、改正後の規定は令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表1

(保育所において建物を賃借する場合)

補助基準面積 (平成 22 年 4 月 1 日 以前開所)	定員	補助基準面積
	20～30人	9.4m <sup>2</sup> × 定員
	31～39人	28.2m <sup>2</sup>
	40～45人	7.2m <sup>2</sup> × 定員
	46～52人	32.4m <sup>2</sup>
	53人～	6.2m <sup>2</sup> × 定員(ただし、372m <sup>2</sup> を上限とする) ただし、実面積が補助基準面積を下回る場合は、実面積を 補助基準面積とする。
補助基準面積 (平成 22 年 4 月 2 日 以降開所)	定員	補助基準面積
	20～30人	9.4m <sup>2</sup> × 定員
	31～39人	28.2m <sup>2</sup>
	40～45人	7.2m <sup>2</sup> × 定員
	46～52人	32.4m <sup>2</sup>
	53人～60人	6.2m <sup>2</sup> × 定員
	61人～71人	37.2m <sup>2</sup>
	72人～89人	5.2m <sup>2</sup> × 定員
	90人～	46.8m <sup>2</sup>
ただし、実面積が補助基準面積を下回る場合は、実面積を 補助基準面積とする。		
補助基準額	補助基準面積×月額3,000円 ただし、補助対象経費が補助基準額を下回る場合は、補助対象経費を 補助基準額とする。	

別表2

(保育所において土地を賃借する場合)

補助基準面積	実面積
	ただし、保育所設置等の場合は530m <sup>2</sup> 、園庭整備の場合は 2歳以上定員×3.3m <sup>2</sup> 、プール遊び等のできる場所の場合は30m <sup>2</sup> を上限とする。
補助基準額	補助基準面積 × 月額500円
	ただし、補助対象経費が補助基準額を下回る場合は、補助対象経費を 補助基準額とする。

別表3

(保育所における補助率)

重点整備地域	令和5年4月開所分まで	2/3
	令和6年4月開所分より	2/2

上記以外の地域	1 / 2
---------	-------

別表4

保育所等運営に 係る委託費等に おける賃借料加 算額	公定価格における賃借料加算単価 × 入所児童数 × 12か月
入所児童数	<p>【既存園】 当該保育所等の直近の4月～3月の平均入所児童数</p> <p>【新規開所 認可保育所】 前年度新規開所認可保育所（うち賃借料補助事業の対象施設）の前年4月1日時点の平均入所児童率を用いて算定した児童数</p> <p>【新規開所 小規模保育事業】 前年度新規開所小規模保育事業の前年4月1日時点の平均入所児童率を用いて算定した児童数</p>

別表5

重点整備地域	<p>要件</p> <p>(1) エリア内の保育ニーズが増加傾向にあり、今後もマンション計画が複数見込める</p> <p>(2) 保留児童見込み（エリア内の新規申込者数－新たな受入枠）が非常に多い</p>
--------	--

別表6

開所年度	施設名	所在地
平成28年度	木下の保育園 江ヶ崎 スターチャイルド「矢向ナーサリー」 明日葉保育園鶴見園 テンダーラビング保育園綱島東 パレット保育園・綱島分園 わかさと保育園 市場ポケット保育園	鶴見区江ヶ崎町16-27 鶴見区矢向6-12-1 鶴見区市場下町5-20 港北区綱島東4-10-34 港北区綱島西2-9-8 港北区綱島西6-3-13 鶴見区市場大和町3-18
平成29年度	太陽の子鶴見市場保育園 ブライト保育園横浜綱島 スターチャイルド「新吉田ナーサリー」 ベネッセ綱島台保育園 木下の保育園 綱島東 コビープリスクールつなしま ブライト保育園横浜日吉	鶴見区市場大和町4-5 港北区新吉田東1-1219 港北区新吉田東7-2914 港北区綱島台1254 港北区綱島東4-944-1 港北区綱島上町90 港北区日吉5-21-1

	下田みんなの保育園 ポピンズナーサリースクール綱島 グローバルキッズ日吉五丁目園	港北区下田町1-3-41 港北区綱島東3-1445 港北区日吉五丁目29-18
平成30年度	プライト保育園横浜松見町 きやんばす子安台保育園 アスクみのわ保育園 G E N K I D S バイリンガル保育園新子安	神奈川区松見町3-2-4 神奈川区子安台2-1-8 港北区箕輪町2-2-29 神奈川区子安通3-371
平成31年度	キッズパートナー綱島東 明日葉保育園綱島園	港北区綱島東4-981 港北区綱島東3-1452-1
令和2年度	にじいろ保育園日吉	港北区箕輪町二丁目707番28他(地番)
令和3年度	Gakken ほいくえん 綱島 木下の保育園日吉	港北区綱島東三丁目1425番1(地番) 港北区箕輪町3丁目15-29(地番)
令和4年度	日吉ちとせ保育園 ララランド戸塚第3 スターチャイルド「戸塚ナーサリー」 まなびの森 ヴィラ日吉こども園 明日葉保育園戸塚西口園	港北区日吉二丁目10番23号 戸塚区矢部町17番地1(地番) 戸塚区矢部町641番地34(地番) 港北区箕輪町1丁目2番1-1号 戸塚区戸塚町167番地29(地番)
令和5年度	日吉箕輪えほんの森保育園	港北区箕輪町二丁目13番15号
令和6年度	にじいろ保育園箕輪町 スターチャイルド「片倉町ナーサリー」 スターチャイルド「日吉本町ナーサリー」 サイド・サン保育園	港北区箕輪町二丁目5番8号 神奈川区片倉町五丁目38番1号 港北区日吉本町四丁目1番54号 港南区最戸二丁目10番6号
令和7年度	ベネッセ上大岡保育園 にじいろ保育園上大岡	港南区上大岡東一丁目7-44 港南区最戸一丁目21-7

## 年度 横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付申請書（認可保育所）

(申請先)

横浜市長

(申請者)

所在地

法人名称

代表者職氏名

横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱を遵守します。

## 1 交付申請額

¥ \_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_

## 2 事業所名称

\_\_\_\_\_

## 3 事業所情報

認可定員		人	(うち、2歳以上定員 人) 【園庭対象施設のみ】
平均入所児童数		人	
補助率			
延床面積		m <sup>2</sup>	
土地面積		m <sup>2</sup>	
園庭面積		m <sup>2</sup>	
賃借料 (月額)	建物	¥	. -
	土地	¥	. -
	園庭	¥	. -

## 4 添付資料

賃貸借契約書（写）

財産目録

賃借対象表

法人の履歴事項全部証明書

## 5 補助事業等の完了前に助成金の交付を受ける必要がある場合は、その理由

(理由)

（備考）必要がある場合は、この様式を適宜修正して使用することができる。

年度 横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付申請書（小規模保育事業）

（申請先）

横浜市長

（申請者）

所在地

法人名称

代表者職氏名

横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱を遵守します。

1 交付申請額

¥ \_\_\_\_\_ . —

2 事業所名称

\_\_\_\_\_

3 事業所情報

認可定員	人	（平均入所児童数 人）
延床面積		m <sup>2</sup>
公定価格 賃借料単価	¥	. -
賃借料 (月額)	¥	. -

4 添付資料

賃貸借契約書（写）  
財産目録  
貸借対象表  
法人の履歴事項全部証明書

5 補助事業等の完了前に助成金の交付を受ける必要がある場合は、その理由  
(理由)

（備考）必要がある場合は、この様式を適宜修正して使用することができる。

第 号  
年 月 日

様  
横浜市長

### 年度 横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金につきましては、横浜市補助金等の交付に関する規則及び横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱に基づき、次の条件を付して交付します。

1 事業所名称

\_\_\_\_\_

2 交付金額

¥\_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_

3 交付条件

- (1) この補助金は、保育所等を設置するために要する賃借料のために使用し、他の経費に流用しないこと。
- (2) 補助事業完了後、速やかに、実績報告書及び支払ったことを証明する書類を提出すること。
- (3) 剰余金が生じた場合は、速やかに返還すること。
- (4) 虚偽その他不正な手続で補助金の交付を受けたときには、補助金交付の決定を取り消し、補助金の全額又は一部の返還を命ずることができるものとする。
- (5) 指示があった時は速やかに参考となるべき報告、又は資料を提出すること。
- (6) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱の定めに従うこと。

(備考) 必要がある場合は、この様式を適宜修正して使用することができる。

横浜市長

**年度 横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金不交付決定通知書**

年 月 日に申請のありました横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金につきましては、横浜市補助金等の交付に関する規則及び横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱に基づき、不交付とすることを決定したので、通知します。

1 保育所の名称

2 不交付決定事由

## 横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付請求書

(請求先)

横 浜 市 長

(請求者)

所 在 地

法 人 名

代表者職氏名

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた助成金として、次の金額を請求します。(事業所名称 )

¥ \_\_\_\_\_ . -

(振込先)

フリガナ			
口座名義人			
振込先		銀 行 金 庫 組 合	支 店
金融機関 (コード番号)	金融機関 コード番号		支店 コード番号
預金種目		口座番号	

本件振込については上記名義人宛振込願います。

事業所名称 \_\_\_\_\_

法人名称 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

(留意事項) 受領委任を行う場合は、請求書の押印は省略できません。

(備考) 必要がある場合は、この様式を適宜修正して使用することができる。

## 年度 横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付実績報告書

横浜市長

所在地

法人名称

代表者職氏名

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた助成金について、下記のとおり報告します。  
(事業所名 )

項目	( 月～ 月分として)										
受領額	¥ _____										
支払額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>月分</td> <td>¥</td> </tr> <tr> <td>月分</td> <td>¥</td> </tr> <tr> <td>月分</td> <td>¥</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>¥</td> </tr> </table>	月分	¥	月分	¥	月分	¥	<hr/>		合計	¥
月分	¥										
月分	¥										
月分	¥										
<hr/>											
合計	¥										
支払い先											

(添付書類) 支払ったことを証明する書類

(備考) 必要がある場合は、この様式を適宜修正して使用することができる。

第 号  
年 月 日

様

横浜市長

**年度 横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金額確定通知書**

年 月 日に実績報告書の提出がありました 年度横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金について、次のとおりその額を確定しましたので通知します。

1 事業所名

2 確定金額

\_\_\_\_\_円

（備考）必要がある場合は、この様式を適宜修正して使用することができる。

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

（申請先）

横浜市長

所在地

法人名

代表者職氏名

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた 年度横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告する。

記

1 横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱第 12 条に基づく額の確定額

¥ .—

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

（補助金返還相当額）

¥ .—

3 添付書類

- (1) (別紙) 積算内訳報告書
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写し）

(別紙)

積算内訳報告書

1 施設名

2 代表者職氏名

3 施設の所在地

4 補助金名称

横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金

5 横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱第 12 条に基づく額の確定額

¥

.-

6 概要

## 横浜市民間保育所等賃借料補助事業変更届

横浜市長

所在地  
法人名  
代表者職氏名

年 月 日付 第 号で交付決定した横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金について、  
次のとおり変更しましたので、届け出ます。（事業所名 ）

変更事項	変更後	変更前	変更年月日

\* 印鑑の変更の場合は変更前・変更後それぞれの枠内に押印してください。

変更事項	添付書類
1 商号又は名称	履歴事項全部証明書
2 本店所在地	履歴事項全部証明書
3 代表者職氏名	履歴事項全部証明書
4 賃貸借契約の変更	賃貸借契約書の写し

（備考）必要がある場合は、この様式を適宜修正して使用することができる。

（協議先）

横浜市長

（協議者）

所在地

名称

代表者職氏名

## 横浜市民間保育所等賃借料補助事業・移転に係わる事業協議書

横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱第20条第2項に基づき、引き続き補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて協議します。

### 1 事業所の名称

---

### 2 添付資料

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 案内図、配置図及び平面図
- (3) 各室面積表（別紙2）
- (4) 土地・建物登記簿謄本（写）及び賃貸借契約書（写）
- (5) 建築確認手続完了を証する書類（写）〔確認済証等〕
- (6) 理事会（役員会）議事録（写）
- (7) その他市長が必要と認める書類要調整

（備考）必要がある場合は、この様式を適宜修正して使用することができる。

## 事業計画書（移転協議）

名 称	(代表者名 : _____ / 担当者 : _____)																										
所 在 地	TEL : _____ FAX : _____																										
事業所の名称																											
事業所の移転後 所在地																											
定 員	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>0歳</td><td>1歳</td><td>乳児計</td><td>2歳</td><td>3歳</td><td>4歳</td><td>5歳</td><td>幼児計</td><td>合計</td> </tr> <tr> <td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td> </tr> </table>									0歳	1歳	乳児計	2歳	3歳	4歳	5歳	幼児計	合計	人	人	人	人	人	人	人	人	人
0歳	1歳	乳児計	2歳	3歳	4歳	5歳	幼児計	合計																			
人	人	人	人	人	人	人	人	人																			
地域地区等	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域				地目																						
	用途地域				容積率／建ぺい率																						
敷 地 面 積	m <sup>2</sup>	建築面積		m <sup>2</sup>	延床面積		m <sup>2</sup>																				
構 造	造			階数	階建		階部分																				
賃 借 料	(月額) ¥ _____ . _____																										
	(年額) ¥ _____ . _____																										

移転の理由

--

## 別紙2

事業所の各室面積表

(事業所名 )

区分	部屋 数	面積			備考		
		壁芯 面積	内法 面積	有効 面積	最低基準上の 必要面積	定員	1人当たりの 最低必要面積
0歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	3.3 m <sup>2</sup> /人
1歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	3.3 m <sup>2</sup> /人
乳児計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	—	—
2歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	1.98 m <sup>2</sup> /人
3歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	1.98 m <sup>2</sup> /人
4歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	1.98 m <sup>2</sup> /人
5歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	1.98 m <sup>2</sup> /人
遊戯室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	—	—
幼児計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	—	—
小計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	—	—
一時保育室		m <sup>2</sup>	—	—			
調理室		m <sup>2</sup>	—	—			
調乳室		m <sup>2</sup>	—	—			
事務室		m <sup>2</sup>	—	—			
医務室		m <sup>2</sup>	—	—			
地域子育て支援スペース		m <sup>2</sup>	—	—			
便所		m <sup>2</sup>	—	—	便器の数は下記のとおり		
保育士休憩室		m <sup>2</sup>	—	—			
その他		m <sup>2</sup>	—	—			
小計		m <sup>2</sup>	—	—			
合計		m <sup>2</sup>	—	—			
敷地面積				m <sup>2</sup>			
建築面積				m <sup>2</sup>			
屋外遊戯場				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	幼児計 人	3.3 m <sup>2</sup> /人
屋外遊戯場以外の敷地				m <sup>2</sup>			

## (2) 便器の数

	大便器	小便器
乳幼児用	個	個
大人用	個	個

有効面積とは、内法面積から造り付け・固定造作物、ピアノを除いた面積です。

## (3) 屋外遊戯場の面積の緩和を受けようとする場合の代替となる公園等

公園等の名称	
およその面積	m <sup>2</sup>
事業所からの距離(実経路)	m

第 号  
年 月 日

様

横 浜 市  
長

**横浜市民間保育所等賃借料補助事業・補助継続承認（非承認）通知書**

年 月 日に協議のありました横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金につきましては、補助継続承認（非承認）とします。

1 事業所の名称

---

(非承認の場合)

2 非承認の理由

第11号様式（第21条）

第 号  
年 月 日  
様  
横 浜 市 長

年度 横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付決定額変更通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金について、次のとおり交付金額を変更します。

1 事業所名称

\_\_\_\_\_

2 交付金額

¥ \_\_\_\_\_ . - (変更前)

¥ \_\_\_\_\_ . - (変更後)

3 交付条件

年 月 日付 第 号で交付決定した条件に従うこと。

（備考）必要がある場合は、この様式を適宜修正して使用することができる。